

## インターネット上の違法情報・有害情報の排除総合対策の推進について

平成31年 3月29日

警察庁丙情対発第11号、丙生企発第43号、丙少発第19号、丙保発第10号

丙生経発第4号、丙刑企発第69号、丙捜一第発 8号、丙捜二発第11号

丙支発第8号、丙組企発第35号、丙暴発第 5号、丙薬銃発第 5号

丙国捜発第42号、丙備企発第78号、丙公発第 5号、丙外事発第40号

丙国テ発第11号、丙情企発第23号、丙情解発第 7号

警察庁生活安全局長、警察庁刑事局長、警察庁警備局長、

警察庁情報通信局長から

各附属機関の長、各地方機関の長、各都道府県警察の長 あて

(参考送付先) 庁内各局部課長

### (概要)

インターネット上には児童ポルノ、規制薬物の広告に関する情報等の違法情報及び直ちに違法とは評価されないものの自殺サイトや爆発物等の製造方法、殺人等の違法行為の請負、拳銃等の譲渡、テロの呼び掛け等に関する情報等の有害情報が氾濫している状況にある。

このような状況を改善し、インターネットにおける公共の秩序を維持するためには、警察として、民間団体等とも連携し、サイバーパトロールによる違法・有害情報の把握及び把握した情報に対する的確な措置を講じる必要があることから、これらインターネット上の違法情報・有害情報の排除総合対策についての方針を示達したものである。